

第 15 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年8月27日（金） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席	欠席	農業委員	出席 8 名	欠席 1 名	農地利用最適化推進委員	出席 5 名・欠席 8 名
○ 1 番	○ 6 番	藤原 健祐		佐藤 良一	× 刈谷 哲二	× 邑田 昌平
× 2 番	○ 7 番	田村 和弘		横畠 悦子	× 田村 克郎	○ 眞辺 忠志
○ 3 番	○ 8 番	森田 有紀		横畠 増吉	○ 田村 宮幸	× 澤村 重隆
○ 4 番	○ 9 番	氏原 延		北添 正男	○ 森 正彦	× 山口 修二
○ 5 番		田村 公史			× 野村 隆博	○ 伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程第	1 開	会
	同 第	2 議事録署名委員選任	
	同 第	3 報	告
	同 第	4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 4 号議案 非農地証明願に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたが、総会の開催に先立ちまして、本日は高知県でも１００人以上の新規感染者が出るなど、新型コロナウイルス感染拡大により、県の警戒レベルが非常警戒になっていることから、当初は全員を招集していましたが、定例総会も必要最小限で行うこととしたため、農地利用最適化推進委員の皆さんに関しては報告案件のある方のみを招集していますこととお知らせします。

それでは、これより第１５回農業委員会定例総会を開会します。

本日は２番 田村 和弘 委員、農地利用最適化推進委員の 田村 克郎 委員から欠席の連絡が入ります。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第２、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、７番 横畠 悦子 委員と１番 藤原 健祐 委員を指名します。

日程第３、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第３ 報告事項につきまして報告します。

報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、２日、４日、５日の３日間に分けて、経営開始型交付金に関する圃場確認が町内で行われ、事務局より前田が出席しています。

１３日には就農相談が高吾農業改良普及所であり、事務局より前田が出席しています。

２３日には農地情報公開システム操作研修会がオンラインで開催され、事務局より私、森田と前田、大原が出席しています。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項２．農地法第３条の３第１項の規定による届出書２件について報告します。

２２番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。地目が田で、面積が４８㎡。受付日・受理日ともに令和３年６月１１日。権利取得日が平成元年１２月３１日で、取得事由が時効取得となっています。

２３番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中野字■■■■番 他１３筆。地目は田が４筆と畑が１０筆で、面積が合計で９，１９３㎡。受付日・受理日ともに令和３年８月５日。権利取得日が令和３年４月２７日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議案とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件を説明します。

20番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が加茂字■■■■番 他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で489㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

21番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が1,044㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は70万円となっています。

22番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■ 他2筆。地目は畑で、面積が合計で251㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は全部で20万円となっています。

23番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中野字■■■■番■■■■ 他1筆。地目は畑で、面積が合計で863㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

北添推進委員

20番について報告します。申請地、字■■■■番は■■■集落内で、集落入り口にある■■■から南に約100m、■■■にある畑で、現在は畑の一部に柿が植わっています。

字■■■■番■■■は■■■集落内で、■■■の信号のある交差点から東にある水田で水稻が栽培中です。

許可後には、字■■■■では野菜、字■■■■では水稻を栽培する予定との事です。

譲受人は水稻・野菜を栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地を効率的に耕作しています。農作業に常時従事しています。農作業に必要な農機具類も所有しています。また、世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

森推進委員

21番について報告します。申請地は■■■集落の■■■の南側に位置し、■■■からは東方向へ直線で約400mにあります。現況は水稻が栽培されています。

譲受人世帯の経営は主に雨よけのピーマンを栽培しており、許可後もピーマンを栽培する予定です。必要な農機具類も全て所有しており、経営状態も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村宮幸推進委員

22番について報告します。申請地は■■■集落内で、■■■の横の道を■■■より100m北に行った、譲受人宅横と、■■■から■■■を50m行ったところから東に100m行った右側の土地が申請地で、現在は何も栽培していません。許可後は野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを耕作しています。農作業に年間１５０日以上従事しており、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

伊藤推進委員

２３番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から南に１００mの所にあります。現在は梨栽培をしており、許可後も梨栽培をする予定とのことです。

譲受人は主に梨を栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案農地法第４条

に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請者が■の■■■さん。土地の所在が字■■■■番■の■。地目は田で、面積が29.54㎡。転用目的は■■■■の出入口の拡張及び看板付け替え設置で、農地区分は■■■■から300m以内であることから、第3種農地と判断しました。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

3番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、西側は県道、北・東側は申請人の水田、南側は■■■■の■■■■入り口で何の問題也没有せん。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

7番が、譲渡人が■の■■■さん。譲受人が■■■の■■■さんと■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■。地目は田で、面積が231㎡。転用目的は一般個人住宅の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

行政書士の田村慶太さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

確認委員である田村克郎推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■■の町道を挟んで東隣にあります。北側・東側は宅地で西側は町道、南側は田で、関係者の承諾も得ております。

また、排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

説明は以上です。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第4号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案非農地証明願1件について説明します。

申請者が■の■さん。土地の所在が、東組字■番■ 他5筆。地目が田で、面積が合計で1,731㎡。利用状況は、20年以上前から耕作しておらず、農地ではないとのこと。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

3番について報告します。申請地は■集落の■の南側にあります。20年以上前から耕作を放棄し、現在は雑種地となっており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第6条（5）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第１５回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は９月２８日、火曜日、午前９時３０分から役場２階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
